学校感染症による出席停止および治癒証明書について

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合は本人の療養と他者への蔓延、流行を防ぐために出席停止の措置をとることになっております。 <参考:学校において予防すべき感染症の種類>

学校保健安全法施行規則　令和5年5月

1. 第一種 ： 治癒するまで出席停止

エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　ペスト　マーブルブルグ病　ラッサ熱　ジフテリア　急性灰白髄炎(ポリオ) 重症急性呼吸器症候群(SARS)　中東呼吸器症候群(MERS)　特定鳥インフルエンザ(H5N1)　など

2. 第二種 ： 診断がついたら速やかに学校に連絡する。医師の指示に従い出席停止期間を守る

新型コロナウィルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで。
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗生剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後３日を経過するまで。
風疹(三日ばしか)	発しんが消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が腫れて、５ 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後２日を経過するまで。
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	

3. 第三種 ： 全身症状が悪いなど、医師の判断で出席停止を必要とする

コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症　腸チフス パラチフス　流行性角結膜炎急性出血性結膜炎　その他の感染症※1	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
【※1条件により出席停止の措置が考えられる疾患】 溶連菌感染症　手足口病　ウイルス性肝炎　ヘルパンギーナ　伝染性紅斑(りんご病)　マイコプラズマ感染症　感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)　など	全身症状が悪いなど、医師の判断で出席停止を必要とする場合

〈 注 意 〉

1. ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ、新型ｺﾛﾅｳｨﾙｽ感染症に罹患した場合は、**担任へ発症日と出席停止期間をお伝えください。出席停止証明書の提出は必要ありません。**

2. 上記1. 以外の感染症が治癒して登校する際は、出席停止証明書(P.31)に**保護者が記入して、医療機関(調剤薬局)で発行された薬の説明書(日付入り)をコピーして裏面に添付し**、担任へ生徒本人が提出するようにしてください。

3. 第三種の感染症については、主治医から感染の可能性があり欠席を指示された場合は出席停止とします。

4. 出席停止証明書の使用については、下記のいずれかの方法でお願いします。
   - 入学説明会のしおり P.31 を使用して下さい(予備でコピーをとっておいて下さい)
   - 本校のホームページからダウンロード、または学校でもお渡しすることができます。